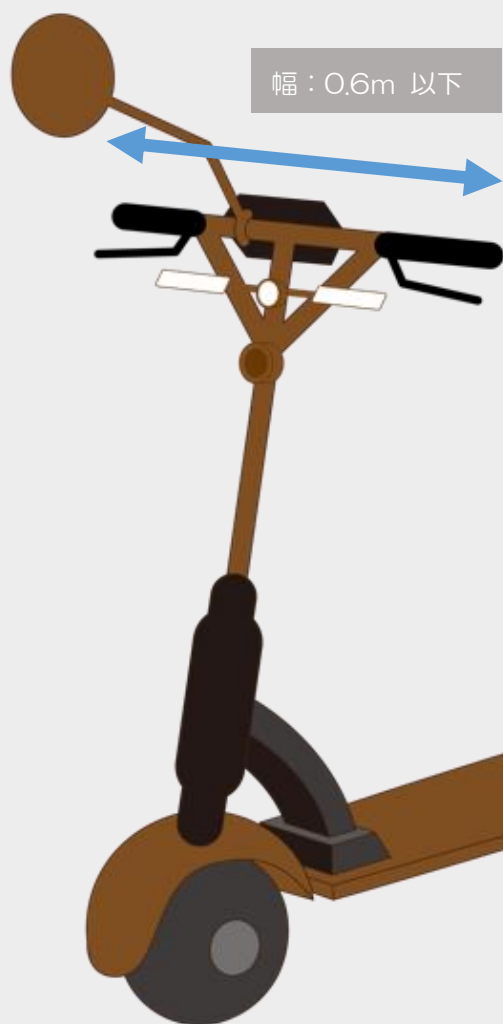


# 特定小型原動機付自転車

～交通ルールを守りましょう～

令和5年7月1日から、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）のうち、特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）の交通方法等に関する規定が施行されました。

利用する際は基準に該当する車両か確認したうえで、交通ルールを守って安全に利用しましょう。



- ・ライト・ミラー
- ・ウインカー
- ・最高速度表示灯
- ・ブレーキランプ
- ・ナンバープレート 等

- ・車両区分に応じた運転免許
- ・ヘルメットの着用
- ・自賠償保険（共済）への加入

長さ：  
1.9m 以下

ヘルメットを着用し  
安全に運転しましょう！



16歳未満は運転が禁止されています

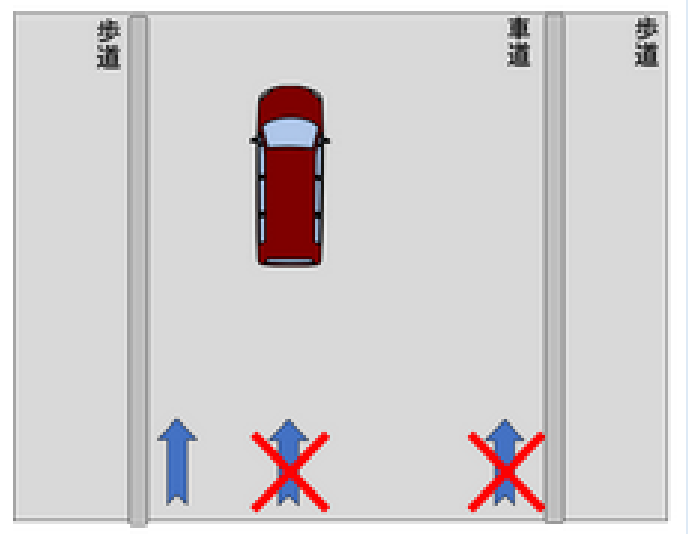
# 特定小型原動機付自転車の 主な交通ルール

車道の左側を通行しましょう。

自転車道、普通自転車専用通行帯も通行可

※特例小型原動機付自転車に限り、道路標識等により歩道を通行できるとされているときは、その歩道を通行することができます。

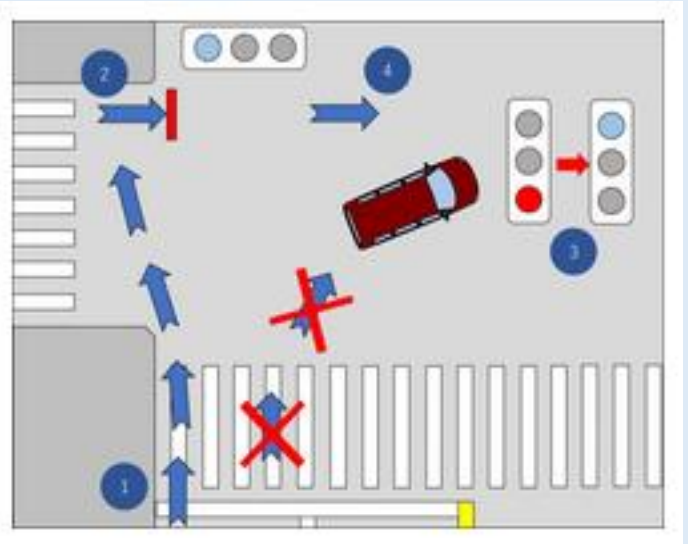
原則、車道通行です！



二段階右折で右折しましょう。

右折の際はいわゆる「二段階右折」をしなければなりません。

赤信号や黄信号であっても自動車や一般原動機付自転車は青の矢印の信号によって右折できる場合がありますが、この場合でも特定小型原動機付自転車や自転車は進むことはできません。



そのほかにも・・・

飲酒運転の禁止



歩行者優先



標識に従う



交通ルールを正しく理解し  
安全に利用しましょう！



警察庁 HP より引用